

七戸町役場新庁舎オフィス環境整備業務委託
公募型プロポーザル実施に係る手続き開始の公告について

次に掲げる案件のプロポーザル（業務提案書）の提出に関して次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 1 日

七戸町長 田 嶋 邦 貴



1 趣旨

新庁舎整備におけるオフィス環境整備業務委託の事業者を選定するにあたり、豊富な経験及び優れた企画力、専門的知見等を求めたく、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

- (1) 業務名称 七戸町役場新庁舎オフィス環境整備業務委託
- (2) 業務内容 「七戸町役場新庁舎オフィス環境整備業務委託特記仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 29 日まで
- (4) 提案上限額 29,780,300 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※令和 7 年度から 8 年度までの継続費

3 日程

- (1) 質問書受付期限 令和 7 年 9 月 8 日（月）午後 5 時まで
- (2) 質問書回答期限 令和 7 年 9 月 11 日（木）
- (3) 参加表明書類提出期限 令和 7 年 9 月 17 日（水）午後 5 時まで
- (4) 参加資格審査結果通知 令和 7 年 9 月 19 日（金）
- (5) 企画提案書類提出期限 令和 7 年 9 月 30 日（火）午後 5 時まで
- (6) 一次審査（書類審査） 令和 7 年 10 月 8 日（水）
- (7) 一次審査結果通知 令和 7 年 10 月 10 日（金）
- (8) 二次審査（プレゼンテーション） 令和 7 年 10 月 15 日（水）
- (9) 二次審査結果通知 令和 7 年 10 月 20 日（月）

4 参加資格要件

次の要件の全てを満たす者であること。

- (1) 参加表明書類提出時に本町の令和 6・7 年度入札参加有資格者名簿、物品製造等の「役務」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。
- (4) 公告の日から契約締結までの間において、青森県又は本町の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 七戸町暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 9 日、七戸町条例第 10 号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (6) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (7) 過去 2 年間に銀行取引停止などがなく、経営不振の状況にないこと。
- (8) 法人税、消費税、地方消費税、法人市町村民税及び固定資産税について滞納（納期到来分含む）がないこと。
- (9) 公告の日現在において、平成 27 年 4 月 1 日以降に契約され完了し、引き渡し済みの国又は地方公共団体が発注した庁舎（令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二に掲げられている建築物の種類のうち、第四号（業務施設）、第 2 類（庁舎）に係るオフィス環境整備業務（現状調査、レイアウト計画、什器備品整備計画、移転計画）の実績を有していること。また、業務対象面積が 4,800 m²以上であること。なお、建築設計業務の中で実施しているオフィス環境整備業務の下請受注も実績の対象とする。
- (10) 協力事業者が実績を有している場合も参加資格を満たすが、その場合は業務実施体制等で協力事業者の体制を明確にすること。

5 参加に係る留意事項

- (1) 定められている様式は、いずれも七戸町ホームページに掲載されているものをダウンロードし、作成すること。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本プロポーザルの応募及び参加に係る一切の経費については、参加希望者及び参加者の負担と

- し、本町はこれを負担しない。
- (4) 提出された書類の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された書類等は返却しない。なお、提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 参加希望者 1 者につき 1 申請とする。
- (7) 企画提案書類の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。
- ① 企画提案書類の著作権は、企画提案書類を作成した参加者に帰属するものとする。
 - ② プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、本町は提出された企画提案書類の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。また、契約の相手方となった参加者が作成した企画提案書類については、本町は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
 - ③ 参加者から提出された企画提案書類について七戸町情報公開条例（平成 17 年 3 月 31 日、七戸町条例第 7 号）の規定による開示請求があった場合は、原則として開示の対象となるが、参加者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示とする。なお、その場合は参加者に対し意見書を提出する機会を与えるものとする。
- また、本プロポーザルの優先交渉権者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。
- (8) 以下の内容について、本町ホームページ等に公表する。
- ① 最優秀提案者及び次点提案者の企業名及び点数
 - ② 本プロポーザルに対する審査委員会の講評
- (9) 参加表明書類提出以降に辞退する場合は、企画提案書類提出期限までに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (10) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可効力等により、本プロポーザルの日程及び事業計画が変更又は中止される場合がある。この場合、参加者に対して本町は一切の責任を負わないものとする。

6 問合せ先等

郵便番号 039-2792

住 所 青森県上北郡七戸町字森ノ上 131-4

担当部署 七戸町財政課

電話番号 0176-68-2117（直通）

Eメール zaisei01@town.shichinohe.lg.jp

7 その他

本プロポーザルの詳細は、「七戸町役場新庁舎オフィス環境整備業務委託公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。